

高知県就職氷河期世代支援推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県就職氷河期世代支援推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、地域における就職氷河期世代の方々の就労を支援するため、市町村が行う次条に規定する事業の実施に係る経費に対して予算の範囲内で補助する。

(補助対象事業、補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県が作成する地域就職氷河期世代支援加速化交付金計画（以下「実施計画」という。）に掲げる市町村が行う事業とする。

2 前項に規定する補助事業に係る補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 第2条の補助の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による補助金交付変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助の目的の範囲内であり、かつ実施計画の軽微な変更の場合は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

(3) 補助事業の執行に際しては、国の地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付要綱及び県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証

拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

- (6) 補助事業により取得した財産については、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業により取得した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない（内閣総理大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（遂行状況の報告）

第7条 市町村は、補助事業の遂行状況について、知事から要求があった場合は、速やかに別記第4号様式による遂行状況報告書を提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 市町村は、補助事業が完了若しくは廃止したときは、別記第5号様式による実績報告書を、補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月5日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村に通知するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第10条 知事は、市町村が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不適當であると認められるとき。
- (2) 支出額が予算額に比べて著しく減少したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(グリーン購入)

第 11 条 市町村は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第 12 条 補助事業又は市町村に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、令和 3 年 3 月 25 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 5 号から第 8 号まで、第 10 条及び第 12 条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1（第 3 条第 2 項関係）

補助事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
実施計画に掲げる市町村が行う事業	事業の実施に必要な経費のうち、知事が必要と認める経費（国の地域就職氷河期世代支援加速化交付金の交付決定の範囲に限る）	4分の3	知事が必要と認めた額

別表第2（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別記第1号様式(第4条関係))

番 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

高知県就職氷河期世代支援推進事業費補助金交付申請書

高知県就職氷河期世代支援推進事業費補助金に係る事業を実施したいので、高知県就職氷河期世代支援推進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請金額 金 千円

3 交付対象事業の開始(予定)日

令和 年 月 日

4 交付対象事業の完了予定日

令和 年 月 日

注) 地域就職氷河期世代支援加速化交付金の交付金計画を添付すること

(別記第2号様式(第6条第1号関係))

番 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

高知県就職氷河期世代支援推進事業費補助金交付変更申請書

令和 年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた高知県就職氷河期世代支援推進事業費補助金について、次のとおり変更したいので高知県就職氷河期世代支援推進事業費補助金交付要綱第6条第1号の規定により申請します。

記

1 補助金額	金	千円
変更後交付申請額	金	千円
(うち、補助金追加交付申請額)	金	千円)

2 変更を受けようとする理由

3 交付対象事業の開始(予定)日
 令和 年 月 日

4 交付対象事業の完了予定日
 令和 年 月 日

注)変更後の地域就職氷河期世代支援加速化交付金計画を添付すること。

(第3号様式(第6条第2号関係))

番
令和 年 月 日 号

高知県知事 様

市町村長

補助事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で(変更)交付の決定がありました補助事業を中止(廃止)したいので、高知県就職氷河期世代支援推進事業費補助金交付要綱第6条第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止の期間(廃止の時期)

(別記第4号様式(第7条関係))

番
令和 年 月 日 号

高知県知事 様

市町村長

高知県就職氷河期世代支援推進事業費補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された高知県就職氷河期世代
支援推進事業費補助金について、高知県就職氷河期世代支援推進事業費補助金交付要綱第7条
の規定により、令和 年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告します。

注)別紙様式 I を添付すること。

注)その他参考となる資料を添付すること。

(別記第5号様式(第8条関係))

番 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

高知県就職氷河期世代支援推進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された高知県就職氷河期世代支援推進事業費補助金の交付対象事業について完了したので、高知県就職氷河期世代支援推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、別紙のとおり報告します。

注) 交付対象事業について、完了した場合には、別紙様式Ⅱを添付すること。

注) その他参考資料となる資料を添付すること。

(別紙様式 I)

高知県就職氷河期世代支援推進事業費補助金遂行状況報告

令和 年 月 日現在

市町村名	
------	--

(単位:円)

No	補助対象事業の名称	遂行状況			備考
		補助金対象事業に 要する費用 (A)	支出済額 (B)	差 引 (A) - (B)	
1					
2					
3					
4					
	合 計				

注) 「補助対象事業の名称」欄及び「補助金対象事業に要する費用」欄には、それぞれ地域就職氷河期世代支援加速化交付金計画から「補助対象事業の名称」及び「申請額」を転記すること。

(別紙様式Ⅱ)

高知県就職氷河期世代支援推進事業費補助金実績報告

市町村名	
------	--

交付決定額	精算払請求額	不用額

(単位:円)

No	補助対象事業の名称	総事業費	交付決定額	補助金 充当経費	不用額	事業開始年月日	事業完了年月日	備考
		(A)	(B)	(C)	(B)-(C)			
1								
2								
3								
4								
	合計							

- 注) 1. 高知県就職氷河期世代支援推進事業費補助金の交付決定通知を受けた事業の全てについて記載すること。
2. 「補助対象事業の名称」欄、には、それぞれ地域就職氷河期世代支援加速化交付金計画から「補助対象事業の名称」を転記すること。
3. 各補助対象事業の「補助金充当経費」の額については、「交付決定額」以内とすること。